

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の病院に入院していたが、原発事故により転院を余儀なくされ、その後平成23年7月に死亡した被相続人（同人を申立人のうち1名が相続。）について、転院の経緯及び病状の変化等を踏まえ、原発事故の影響割合を2割として死亡慰謝料及び葬儀費用が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、及び同X3（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し、保証する。

- 1 亡A（以下、「被相続人」という。）が平成23年7月〇日に死亡し、申立人X1が、全相続人による遺産分割協議（以下、「遺産分割協議」という。）により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を取得したこと
- 2 申立人らの知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | | |
|---|--|-------------|
| 1 | 生活費増加費用（〇〇出席費用） （平成23年6月～平成24年4月） | 金64,054円 |
| 2 | 生活費増加費用（△△出席費用） （平成23年4月～平成24年4月） | 金64,568円 |
| 3 | 生活費増加費用（一時帰宅費用） （平成24年6月～平成30年3月） | 金481,219円 |
| 4 | 生活費増加費用（家族間面会交通費） （平成24年6月～平成30年3月） | 金589,248円 |
| 5 | 生活費増加費用（水道光熱費） （平成24年5月～平成30年3月） | 金350,000円 |
| 6 | 被相続人の死亡にかかる損害 （死亡慰謝料及び葬儀関連費用） | 金3,300,000円 |
| 7 | 本件和解仲介に関する弁護士費用 | 金145,473円 |

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項所定の損害項目（同項記載の期間に

限る。)に対する和解金として、金4,994,562円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自が1通ずつ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年5月19日

(仲介委員 小坪 真史)